

はじめに

近年、本県に影響を及ぼす海溝型地震の東南海・南海地震や、内陸型地震の奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯などによる地震の発生が懸念されています。

このため、県では平成14年度から平成16年度まで3か年計画で第2次奈良県地震被害想定調査を実施し、この結果を踏まえ平成17年8月に地域防災計画の見直しを行いました。そして、地震災害に強い奈良県づくりを目指し奈良県地震防災対策アクションプログラムを平成18年3月に策定しました。

このプログラムは、国の地震防災戦略の考え方に準じ、大規模地震発生時の想定人的被害を今後10年間で半減することを減災目標としました。目標を達成するため10の施策の柱を設定し、301のアクション項目を定めました。

市町村においても、施策に振り向けることができる人的資源・財源等が有限であり、かつ施設等の整備に相当の期間を要するものがあることから、県のアクションプログラムと連携し、計画的に防災対策を実施する必要があります。

このため、平成18年度、県では、市町村アクションプログラムの策定を支援していくため、市町村アクションプログラムガイドラインを作成することとし、モデル市である天理市、橿原市、専門家の先生方及び県が合同で本ガイドライン作成モデル事業を実施しました。このモデル事業により、天理市及び橿原市はそれぞれのアクションプログラムを作成し、県では本ガイドラインを全国で初めて作成しました。

各市町村においては、本ガイドラインをご活用いただき、アクションプログラムの作成をお願いします。

最後に、京都大学防災研究所巨大災害研究センター長の林春男教授をはじめ各先生方にご指導・ご協力いただきました。また、天理市及び橿原市は市長以下全庁的に取り組んでいただきました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

平成19年3月

奈良県総合防災監 松田光央

市町村アクションプログラムガイドライン策定にあたって

今世紀前半にも発生の恐れがあるとされる「東南海・南海地震」、また奈良県に直下型の甚大な被害をもたらす恐れのある東縁断層などによる「内陸型地震」、に対する地震防災対策は奈良県の至上命令である。特に「東南海・南海地震」の発生確率が最も高くなるとされる30年後における奈良県のあるべき姿に向かって、戦略を立てて望まなければ、この広域災害を生き抜くことはできない。

奈良県では平成17年度に「地震防災対策アクションプログラム」を策定した。このプログラムは「奈良方式」と呼ばれる新しい策定方式を用い、部局横断型で全庁を挙げ、自分たちの課題に取り組もうとする姿勢を実現することで成功を収めた。この方式を市町村でも範にして実行し、市町村と県が連携した形で地震防災に取り組む仕組みをつくるために、平成18年度は市町村における地震防災対策アクションプログラムのモデル事業を実施した。モデル市町村として「天理市」「橿原市」の2市の参画を得て、それぞれの工夫でアクションプログラムを構築した。本ガイドラインはその成果をまとめたものであり、他市町村のアクションプログラム策定の手引書となるものである。

ガイドラインに納められた天理市、橿原市のアクションプログラムを見比べてほしい。この2市に共通する戦略、また各々の個性がでている戦略を発見することができる。また、それぞれの市で工夫した策定体制、策定過程が記されている。また、このガイドラインの最後には、アクションプログラム策定においては1年先行している奈良県が、プログラムの実施・進捗状況をいかに把握したかについてもまとめている。市町村が実施段階に入った際には、プログラム評価という観点で参考になる資料である。

本ガイドラインを県、市町村とのコミュニケーションの基本的な道具と位置づけ、連携体制をとりながら、市町村の地震防災アクションプログラムを構築していただきたい。県と県内全ての市町村が足並みをそろえ、防災対策を総合的に速やかに実施することは、奈良県の防災力を飛躍的に向上させると確信する。

平成19年3月

京都大学防災研究所巨大災害研究センター
センター長・教授 林 春 男

目 次

はじめに

市町村アクションプログラムガイドライン策定にあたって

市町村アクションプログラムガイドライン策定モデル事業	1
1 市町村アクションプログラム	1
2 モデル事業の概要	1
3 専門家の支援	2
4 市町村アクションプログラム策定支援	3
アクションプログラムの策定手順及び推進手順	5
<策定手順>	
1 市町村長がアクションプログラム策定の意思決定を行う	6
2 アクションプログラム策定体制を確立する	7
3 戦略計画を策定する	8
4 アクションプログラムを策定する	11
5 アクションプログラムの推進体制を確立する	12
6 アクションプログラムを公表する	13
<推進手順>	
7 年度当初にアクションプログラム推進に関して周知徹底を図る	14
8 毎年進捗状況を把握する	15
9 必要に応じてアクションプログラムの見直しを行う	15
作成担当者の体験談	16

アクションプログラム事例集 (別冊1)

1 アクションプログラムの概要	
2 アクションプログラム体系図	
3 アクションプログラム一覧	
4 アクションプログラムの具体目標	

資料 (別冊2)

資料1	アクションプログラム策定スケジュール
資料2	アクションプログラム策定体制
資料3	研修会資料
資料4	天理市ワークショップ(第1回)資料
資料5	天理市ワークショップ(第2回)資料
資料6	報告会資料
資料7	アクションプログラム実施事業シート
資料8	国の地震防災戦略
資料9	アクションプログラムの進捗状況

市町村アクションプログラムガイドライン策定モデル事業

1 市町村アクションプログラム

地震災害に強い市町村づくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、市町村が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画です。

< 必要性 >

防災の分野においても、国だけでなく県や市町村でも、目標を設定し戦略的に事業を実施していくことが求められています。特に、次の東南海・南海地震発生まで時間を有効に使うことにより、内陸型地震の被害軽減も可能となります。

東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている本県とすべての市町村は国の地震防災戦略の地域目標を作成しなければなりません。平成19年度末には、国が進捗状況の調査を実施する予定であり、それまでに作成することが求められています。

2 モデル事業の概要

< H18 年度 >

平成18年度にモデル市町村を募集したところ、奈良市、天理市、橿原市、生駒市の4市から応募があり、天理市をモデル市として選定しモデル事業を実施し、また、橿原市も強い熱意があり京都大学の林春男教授らの支援によりモデル事業を実施してきました。

天理市及び橿原市は、それぞれの市町村アクションプログラムを作成しました。専門家、県職員、モデル市町村職員（地域防災計画記載の関係各課）、その他の市町村職員（防災担当課）が参画

県は、上記の策定過程やプログラムをまとめた本ガイドラインを作成しました。

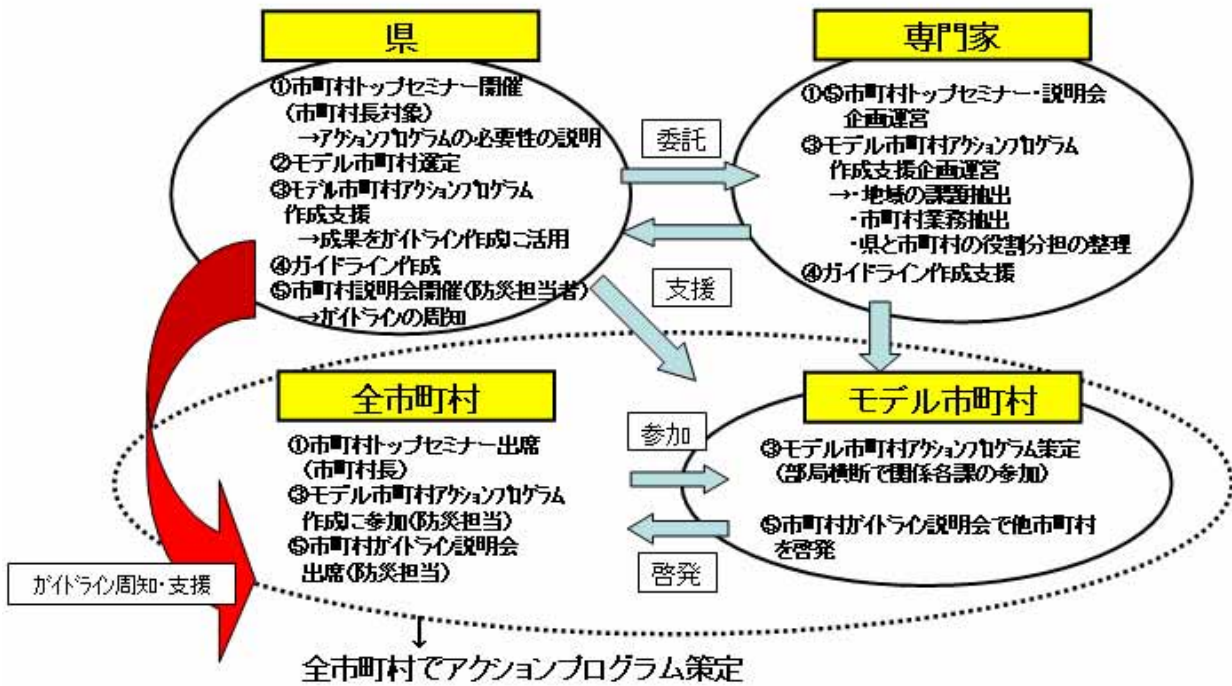
< H19 年度 >

平成19年度以降、その他の市町村は、本ガイドラインに沿って、それぞれの市

町村アクションプログラムを作成してください。

市町村アクションプログラムガイドライン策定事業

県・市町村・委託先の役割分担



3 専門家の支援

本モデル事業を実施するにあたり、下記の専門家からご支援していただきました。また、京都大学情報学研究科の学生の皆様にもご協力いただきました。

モデル事業でご指導いただいた専門家（敬称略） <平成19年3月時点>

所 属	氏 名
京都大学防災研究所巨大災害研究センター長・教授	林 春男
富士常葉大学環境防災学部教授	重川 希志依
富士常葉大学環境防災学部助教授	田中 聡
京都大学防災研究所巨大災害研究センター助教授	牧 紀男
新潟大学災害復興科学センター助教授	田村 圭子
京都大学防災研究所巨大災害研究センター研究員	吉富 望
人と防災未来センター専任研究員	堀江 啓
人と防災未来センター専任研究員	近藤 民代
名古屋大学災害対策室助手	林 能成
名古屋大学災害対策室助手	木村 玲欧

4 市町村アクションプログラム作成支援

県は、市町村にアクションプログラムを作成していただくため、以下の目標を定め、平成19年度に市町村支援を実施します。

<p>【目標】 平成19年度以降、全ての市町村で地震防災対策アクションプログラムの策定を目指す。</p>

< 支援内容 >

県は、天理市及び橿原市の実施状況をもとに策定した本ガイドラインを広く市町村に周知します。

県は、本ガイドラインに基づく、市町村説明会を5月17日に開催します。県内を6ブロック（次項の図参照）にわけ、ブロック別のアクションプログラム策定を提案します。

提案後、市町村の意向調査を行い、県の支援体制を確立します。

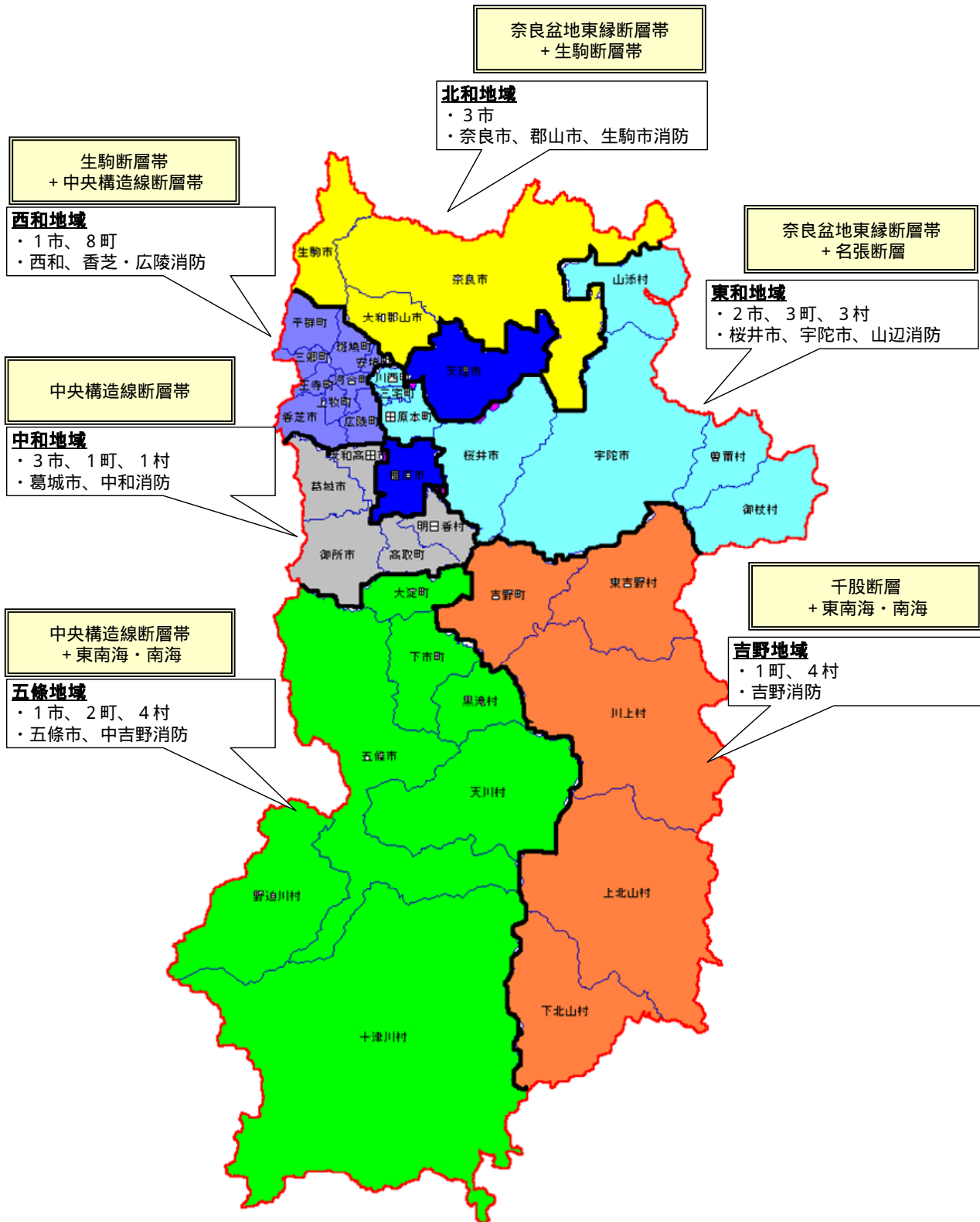
県は、下図のようにブロック毎に市町村のアクションプログラムの策定を支援します。

- ・ブロック毎に、研修会1回、相談会2回実施する予定です。
- ・天理市及び橿原市の協力を得て支援を行います。

< 平成19年度の市町村支援スケジュール >

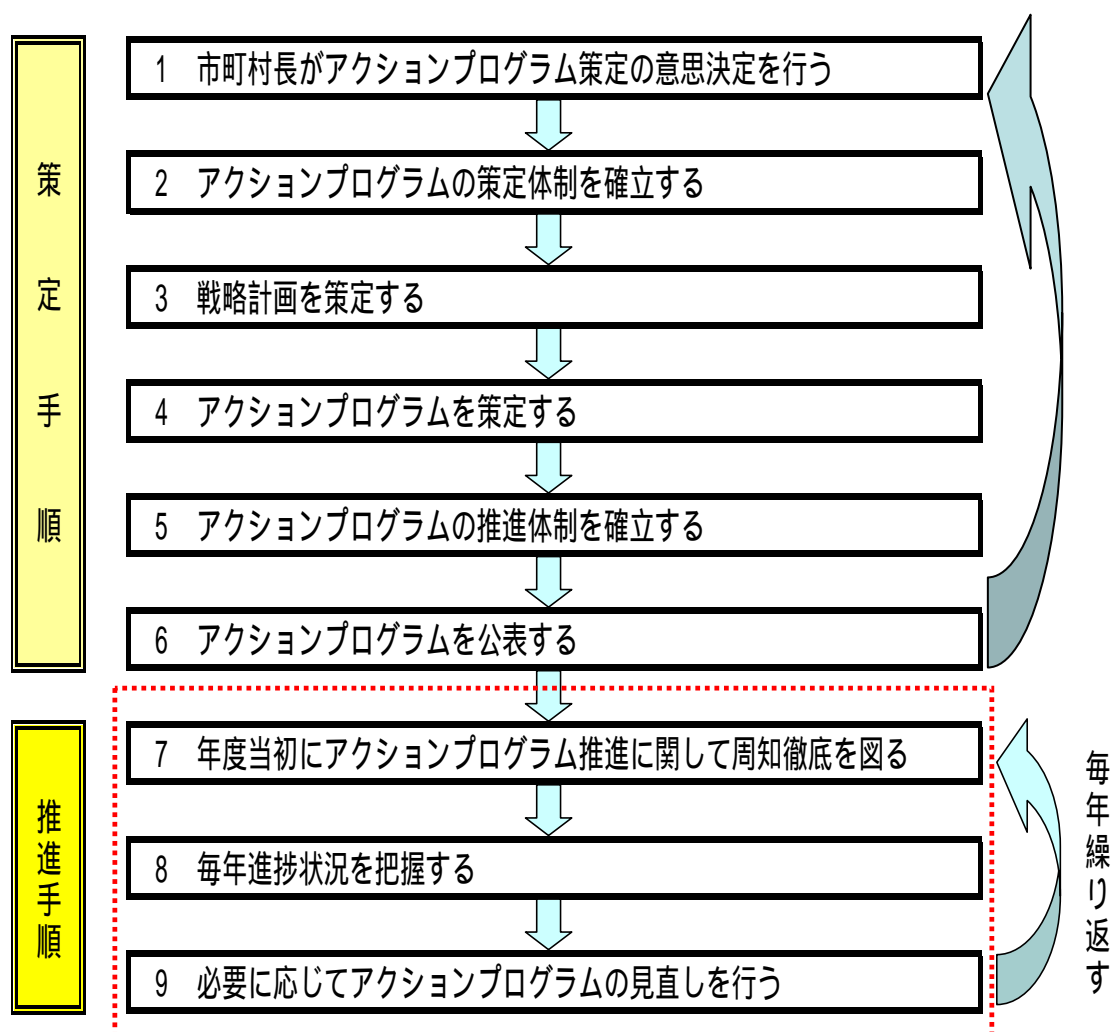
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年間スケジュール決定	市町村の策定体制構築支援		市町村の戦略計画策定支援			市町村のAP策定支援					市町村AP策定	
専門家打合せ	市町村説明会・意向調査		ブロック別研修会		ブロック別相談会		ブロック別相談会					市町村から報告書提出
モデル市打合せ	市町村との調整・支援、モデル市・専門家との調整(随時)											

ブロック別市町村マップ



地域特性、ターゲットとなる地震、広域行政組合等考慮して、県内を北和地域、東和地域、西和地域、中和地域、五條地域、吉野地域の6ブロックに分割しました。

アクションプログラムの策定及び推進手順



<アクションプログラム策定手順>

奈良県のアクションプログラムは、平成17年度、専門家の指導・助言を得て、知事のトップダウンで全庁体制により各課職員の参画を得て作成してきたもので、京都大学の河田恵昭教授に奈良方式と命名していただきました。

その流れをくみ、平成18年度には、市町村アクションプログラムのモデル事業として天理市と橿原市においても、この奈良方式で取り組んでいただきました。

この2年間で県、天理市、橿原市で取り組んできた策定手順のノウハウを以下のとおりとりまとめたので、これらを参考にして各市町村で取り組んでください。

1. 市町村長がアクションプログラム策定の意思決定を行う

1.1 アクションプログラムガイドラインの説明会に出席し、市町村長へ進言する

市町村の防災担当課は、県が主催するアクションプログラムガイドラインの説明会に出席し、市町村長に対し、アクションプログラムの策定について進言を行います。

アクションプログラムの必要性 ガイドライン 1 参照

1.2 市町村長が決断し、防災担当課に策定を指示する

市町村長はアクションプログラム策定を決断し、防災担当課に策定を指示します。

各部長・課長が集まる会議の場で、市町村長の口から各課が協力して作成するよう指示すると各課の協力が得やすくなり効果的です。

1.3 防災担当課は、策定方針を固める（県や他市町村と連携する）

県はアクションプログラムの策定にあたり、6ブロックに分けて策定することを提案しています。これは、市町村の取り組みを支援する専門家、モデル市、県の資源が限られており、効率的に作成していただくためです。

市町村防災担当課は、同じブロック内の市町村と以下のいずれかの方法で進めるよう調整してください。

< 第1案 >

研修会や相談会などはブロック毎に実施し、ワークショップなどその他の作業は各市町村で実施する方法で、大規模な市町村に適しています。

< 第2案 >

研修会、相談会だけでなく、ワークショップなどもブロック内の市町村の関係者が一同に集まり、共同でアクションプログラムを作成する方法で、小規模な市町村に適しています。

参考 災害対策基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

二 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる

1.4 策定スケジュールを作成する ガイドライン 資料1 参照

天理市及び橿原市の策定スケジュールを参考にして、スケジュールを作成します。

2. アクションプログラムの策定体制を確立する ガイドライン 資料2 参照

2.1 推進体制を検討する

「地震対策推進会議」を設置する

市町村長・部局長で構成される既存会議等を推進体制のトップに位置づけます。

役割は、地震防災対策推進に関する重要事項の決定、地震対策推進調整会議への指示等。

「地震対策推進調整会議」を設置する

課長クラスで構成される既存会議等を推進体制の2層目に位置づけます。役割は、地震防災推進のため作業部会への指示及び調整等。

「地震対策推進作業部会」を設置する

各課の係長クラスからなるワーキンググループを推進体制の3層目に位置づけます。

役割は、アクションプログラム素案（戦略計画）の作成等。

防災担当課が事務局を担う

防災担当課が事務局となります。事務局の役割は、アクションプログラム策定に関する事務等。

防災担当課の職員が少ない場合、「地震対策推進作業部会」のメンバーに支援を求めるとうまくいきます。

橿原市は防災担当課の職員が当初3人で、事務局を運営するのが困難な状況でした。そこで、作業部会のリーダー7人を事務グループとして位置づけ、この事務グループのメンバーが事務局をサポートし、アクションプログラム作成に大きく貢献しました。

2.2 推進体制の設置要綱・名簿を作成する

上記 2 . 1 の会議等の設置要綱及び名簿を作成します。

2 . 3 各課に就任依頼を行う

上記 2 . 2 の設置要綱及び名簿に基づき、各課に就任・出席依頼を行う。

2 . 4 地震対策推進会議を開催する

市町村長は、各部局長に対し、アクションプログラムを全庁体制で作成するので、各課の協力要請を行います。

2 . 5 地震対策推進調整会議を開催する

2 . 4 地震対策推進会議で市町村長からの指示を受けて、防災担当部長から各課長に、アクションプログラム策定の協力依頼を行います。

3 . 戦略計画を策定する <全体の取り組み>

3 . 1 研修会を開催する ガイドライン 資料 3 参照

奈良県に想定される地震災害とその被害を知る(第 2 次奈良県地震被害想定報告書)

第 2 次奈良県地震被害想定報告書の市町村別人的被害(死者数)の中から、一旦発生すると大きな被害をもたらす内陸型地震の中から最大の死者数をもたらす地震をターゲットとします。あわせて、今世紀前半の発生が懸念される東南海・南海地震もターゲットとします。

奈良県における「地震防災対策アクションプログラム」を理解する

本ガイドライン「アクションプログラム事例集」によりアクションプログラムについて理解します。

「地震防災対策アクションプログラム策定ガイドライン」に基づき策定過程を理解する

本ガイドライン「アクションプログラムの策定手順」により策定過程を理解します。

3.2 アイデアを募集する

職員公募を行う。

職員を対象に、市町村の取り組むべき防災の課題など、戦略計画のアイデア（市町村の取り組むべき防災の課題）を広く募集します。

県内外の先進事例を調査する。

全国的にまだアクションプログラムを策定している市町村はわずかですが、以下の先進事例や、ホームページで検索して事例収集してください。検索する場合は、地震、防災、アクションプログラム、アクションプランなどをキーワードにしてください。

愛知県豊田市地震対策アクションプラン

<http://www.city.toyota.aichi.jp/pc/03/siryou.pdf>

愛知県知多市地震対策アクションプラン

<http://www.city.chita.aichi.jp/soumu/soumu/actionplan/actionplan.pdf>

兵庫県明石市地域防災計画

http://www.city.akashi.hyogo.jp/m/060923_bousai.html

三重県四日市市地震対策アクションプログラム

(現在作成中)

3.3 アイデアを整理する

3.2で募集したアイデアをエクセルなどの表計算ソフトで整理し、印刷して、施策の柱毎に分類します。10の柱毎に分類したカードはワークショップで使用します。

3.4 第1回ワークショップを開催する ガイドライン 資料4 参照

アクションプログラムの基本理念、減災目標、施策の柱を構築します。

基本理念（市町村が目指すべき30年後の姿）を文章化します。

事前に市町村長と相談し事務局案として提示し、参加者の合意を得るようにします。

第2次奈良県地震被害想定調査結果などを基に、市町村の最大の被害（死者数）をもたらす地震の被害量を半減するなどの減災目標を設定します（国の地震防災戦略は10年で被害を半減させることを減災目標としています）。

事前に市町村長と相談し事務局案として提示し、参加者の合意を得るようにします。

基本理念を達成するための、戦略計画の柱（「施策の柱」）を構築し、3.3で作成したアイデアカードを模造紙上に整理します。そして不足している場合や新たなアイデアが浮かんだ場合は、カードを追加して構造化を進めます。

最後に、グループ毎に発表して、参加者全員で成果を共有します。

【オプション】時間内に構造化が完了しない場合は、2.1の事務局や「地震対策推進作業部会」の有志により、後日、構造化の残りの作業を行います。

3.5 第2回ワークショップを開催する ガイドライン 資料5 参照

戦略計画を完成させる。

戦略計画の柱を実現するための、具体的なアクション項目（事業目標）を構築します。

完成したら、グループ毎に発表し参加者で成果を共有します。

アクション目標の優先順位を決める。

参加者全員の投票により、施策の柱毎に効果や優先度を考慮しアクション目標レベルの優先順位を決めます。

【オプション】言葉磨きを行う。

戦略計画は4階層で構成されていますが、施策の柱毎に抽象度が違ったり、整理されたカードが「～を推進する」や「～の推進」など文体がまちまちであったりします。この場合、抽象度を合わせたり、文体の統一を図るなどの言葉磨きを行います。

ワークショップの時間内に、作業が終わらない場合には、2.1の事務局や「地震対策推進作業部会」の有志により、後日、残りの作業を行います。

3.6 【オプション】重点課題検討会を開催する

戦略計画の施策の柱ごとに関係各課の担当者が集まり、アクション項目について重点的に検討を行います。

これらの関係課が集まり、部局間の重点課題について検討するワーキンググループが立ち上がることが成果となります。

3.7 戦略計画を市町村長に報告する

3.6までに取りまとめた戦略計画について、2.1「地震対策推進会議」などで市町村長に報告します。

市町村長は、各部局長に以下の4.2「アクションプログラム実施事業シート」の作成について協力するよう要請します。

ガイドライン 資料7 参照

3.8 成果報告会を開催する ガイドライン 資料6 参照

2.1「地震対策推進調整会議」や「地震対策推進作業部会」のメンバー等を対象に戦略計画の成果を報告し、全庁的に作成した計画であることを参加者に理解してもらいます。

今後、アクションプログラムの策定についての手順を説明し、参加者に以下の4.2「アクションプログラム実施事業シート」の作成について協力するよう要請します。

4. アクションプログラムを策定する<各課での取り組み>

4.1 戦略計画の「アクション項目」毎に地域防災計画を基に担当課を割り振る

アクション項目毎に担当課を割り振っていきます。これは、地域防災計画や事務分掌表などに基づき作業を行います。

4.2 「アクションプログラム実施事業シート」の作成を依頼する

上記4.1の担当課に、アクション項目ごとに具体的な事業を検討してもらいます。

「アクションプログラム実施事業シート」に事業毎に、実施期間、実施主体、市の役割、担当課、数値目標、事業費等について記載してもらいます。

4.3 事業実施困難なアクション項目について、各課と調整を行う

上記4.2で、事業実施困難と回答があった項目について、各課と事業実施が本当に困難かどうか協議を行います。

以下の点に留意し、可能な限り事業化されるよう要請します。

- ・担当課が適正であったか確認します。適正な場合は責務を果たしてもらう必要があり、担当者間で調整が困難な場合は、上司から働きかけてもらうと良いでしょう。
- ・未着手事業については、まず検討事業から着手します。モデル市である天理市や橿原市の事業も参考にしてください。
- ・災害時要援護者対策など部局横断の課題については、庁内ワーキンググループを設置するなど事務局が適切な支援を行う必要があります。

4.4 「アクションプログラム実施事業シート」等を基に「具体目標」を設定する__ ガイドライン、資料8 参照

施策の柱毎に、以下の項目などから具体目標を定めます。
国の地震防災戦略で定めている具体目標に準じて定めるもの。
その他、国・県・市町村の計画などで定めているもの。

4.5 アクションプログラム（事務局案）を取りまとめる

上記4.4までの成果を、事務局案としてとりまとめます。

4.6 市町村長の承認

各市町村における合意形成の仕組みを使って、庁内のアクションプログラムに対する合意を図り、最終的に市町村長の承認を得ます。

<例> 2.1 「地震対策推進調整会議」を開催し全庁の課長レベルで調整し、
「地震対策推進会議」市町村長・部局長の会議で庁内合意を得て、最終的に市町村長の承認を得ます。

5. アクションプログラムの推進体制を確立する

5.1 アクションプログラムの推進体制を確立する

アクションプログラムを長期にわたって着実に推進できるように全庁的な推進体制を構築します。推進体制については、アクションプログラム策定体制を、原則、推進体制に移行します。

5.2 進捗状況の評価方法を検討する

ガイドライン 資料9 参照

県の進捗状況の評価方法などを参考にし、市町村の進捗状況の評価方法を決定します。

決定したら、5年間は同じ方法で評価し、事業の進捗について経年比較していくべきです。

評価方法は、県が実施している評価方法を採用すると、県との比較や他市町村との比較が可能となります。

6. アクションプログラムを公表する

6.1 【オプション】パブリック・コメントの実施

公表に先立ち、市民へのパブリック・コメントを実施し、出された意見を踏まえ、必要に応じてアクションプログラムを修正します。

6.2 市町村長の承認

5のアクションプログラムの推進体制や6.1のパブリックコメントの結果を踏まえて、各市町村における合意形成の仕組みを使って、庁内のアクションプログラムに対する合意を得て、最終的に市町村長の承認を得ます。

6.3 アクションプログラムの公表及び周知

アクションプログラムを公表する。

市町村長の定例記者会見などでトップ自ら発表するのが効果的です。出来ない場合は、防災担当部長等による記者レクを行います。単なる投げ込み(資料提供)だけではインパクトが弱くなってしまいます。

職員だけでなく、県・他市町村・防災関係機関・住民等に広く周知する。

アクションプログラムを推進するうえで、職員だけでなく県・他市町村・防災関係機関・住民等に広く周知する必要があり、ホームページによる周知、広報誌による概要説明や、住民への出前トークなど実施します。

以上、アクションプログラムの策定手順について説明してきました。次に、アクションプログラムの推進手順について説明します。

<アクションプログラム推進手順>

アクションプログラムは策定して終わりではなく、計画を実行しないと絵に描いた餅になってしまいます。このため、アクションプログラムが着実に実施できるよう、毎年、防災担当課は、進捗状況を把握し、遅れている項目については、関係課と調整を行い、必要に応じてプログラムを見直すなどフォローアップをきっちり行う必要があります。

県では、アクションプログラムの進捗状況について、専門家から意見を聞くアクションプログラム推進委員会を設置して、平成19年3月16日に第1回委員会を開催しました。議事概要もガイドライン 資料9 として掲載しており、参考にしてください。

推進手順について、以下の7及び8については毎年繰り返し実施すべきものです。そして9はアクションプログラム策定後、3年目・5年目など節目の年に、必要に応じて見直すことをお勧めします。

7 年度当初にアクションプログラム推進に関して周知徹底を図る

7.1 各部長・課長への要請

年度当初の会議で、市町村長や防災担当部長から各部長・課長にアクションプログラムの推進に関して要請を行います。

7.2 人事異動に伴う担当者の適切な引き継ぎを行う

各課の所属長は、アクションプログラムの実施事業を担う担当者が異動する場合、後任者を指名し事業に支障が出ないように対応します。

7.3 実施事業一覧の修正を行う

防災担当課は、毎年4月に、アクションプログラム実施事業一覧の担当者の変更調査を実施し、各課の担当者の修正や記載事項の時点修正を行います。この作業を実施しないと、担当者不在で事業が進まない場合も起こりえますのでご注意ください。

7.4 アクションプログラムを推進する

8 毎年進捗状況を把握する

ガイドライン 資料9 参照

8.1 進捗状況調査を行う

防災担当課は、毎年、予算要求前又は年度末など毎年同じ時期に、アクションプログラム実施事業一覧の進捗状況調査について各課に依頼します。各課は、所管する事業について、進捗状況をAからDで評価し、当該年度の実施状況や、次年度の実施予定などを防災担当課に報告します。

8.2 進捗状況を取りまとめる

防災担当課は、8.1により報告のあった調査結果をとりまとめます。県のとりまとめのように進捗率を色分けし可視化すると、進捗状況が把握しやすくなり、また、各課との協議が行いやすくなります。

8.3 ヒアリングを実施する。

防災担当課は、C及びDの評価があった担当課に対し、ヒアリングを実施するなど適切に事業が推進されるようサポートすることが重要です。

8.4 ヒアリング結果をとりまとめる。

防災担当課は、上記のヒアリングによって、関係課が次年度の事業実施予定など見直した場合、アクションプログラム実施事業一覧も修正します。

9 必要に応じてアクションプログラムの見直しを行う

9.1 節目の年にアクションプログラムを見直す。

3年目や5年目など節目の年にアクションプログラムを見直します。法律や制度が改正されたり、他の計画との整合性をはかるなど必要に応じて各課で見直しを行います。

【作成担当者の体験談】

天理市地震防災対策アクションプログラムを作成して

天理市は平成 18 年 5 月に奈良県の「市町村地震防災対策アクションプログラムガイドライン策定事業」におけるモデル市となり、平成 19 年 3 月に「天理市地震防災対策アクションプログラム」を完成させました。アクションプログラム事業は冊子を完成させて完了するものではありませんが、これまでの取り組みに関して悪かったところ及び良かったところを述べさせていただき、それが今後各市町村で実施されるアクションプログラム事業への一助になればと考えています。

まず、本事業において悪かった点（反省点）は、事業初期の段階において天理市地震防災対策アクションプログラムの意義や目的について事務局職員を含む全職員が完全には理解できていなかったことです。天理市地震防災対策アクションプログラムとは、「大規模地震発生時の想定人的被害を今後 10 年間で半減する」という減災目標に向けてのアクション項目を設定しそれに対応した事業化計画を作成するもので、市が抱える防災課題を一般的に網羅するものではありません。しかし、事業開始当初においてはアクションプログラムについて理解が十分ではなく、庁内から意見を募る際にも「大地震に備えて市職員としてまたは市民として何をすべきか」といった一般的な手法をとったため、ワークショップ前後及びワークショップでのカード整理に多くの時間が割かれてしまい、個々のカードに対する十分な検討を行うことができませんでした。さらに、事業化検討の時期が予算時期にまでずれ込んでしまったため、提出された事業の多くは予算の裏づけがないものになってしまったことも課題として残されました。

以上のように、天理市地震防災対策アクションプログラムに対しては問題点・反省点がありますが、その反面で本事業は天理市にとって多くの実りをもたらしました。特に強調すべきは「職員の防災意識の向上」です。本事業に参画した職員の多くは天理市地域防災計画の存在は知っていても、その内容及び所属課の位置づけや役割を正確に把握していませんでした。しかし、本事業における研修会やワークショップ、事業化検討における喧々諤々の議論はそれらを可能にする絶好の契機となりました。実際、ワークショップ等を重ねる度に防災課に寄せられる質問や意見の質が向上していきました。さらに、今年度早々には「災害時のマニュアルを作りたい」ということでアドバイスを求めてきた課があります。天理市としては、この好機をしっかりと捉えて、今後の天理市地震防災対策アクションプログラムの充実及び事業の着実な実施にむけて全力を挙げて取り組んでいきたいと考えています。

最後に、アクションプログラムの策定にあたりご尽力いただきました、林春男教授をはじめプロジェクトメンバーの先生方並びに奈良県防災統括室に対し感謝申し上げますとともに、今後策定事業に取り組まれる市町村において素晴らしいアクションプログラムが作成されることを切にお祈りいたします。

平成 19 年 3 月

天理市総務部防災課 大石 清子

【作成担当者の体験談】

橿原市地震防災対策アクションプログラムの策定を終えて

橿原市は奈良県が今回実施された、市町村地震防災対策アクションプログラム作成事業のモデル市として天理市に準じる形で参加させていただきました。

これまでの取り組みに際して本市のアクションプログラムが完成する経緯の中で感じたことを述べさせていただきます。

まず、全職員に対しアイデアカードの基となる、アイデア募集をおこないました。これはそれぞれの行政職員の立場と市民としての立場の両面からのアイデア出しをしました。結果、約1800のアイデアが出され、この時点で職員のアクションプログラム策定への意気が上がったと感じています。

そして次は作業部会員によるワークショップを開催するわけですが、この準備として先ほどの1800のアイデアに先進地アクション項目1000を加え2800枚ものカードの作成及び大まかな整理作業が必要となります。この作業が大変な労力と時間を必要としました。

並行して、ワークショップに参加する作業部会員(39課56名)に対する研修会が開催されました。その後、2回のワークショップと作業部会案の報告会と計4回作業部会員全員を動員する必要があり、この日程調整に苦慮しました。

また、作業部会員には一通りの研修を実施しましたが、理解度に温度差があり、それがワークショップでの作業の進捗に影響があった様に思われます。

その他の点としまして、ワークショップのカード作成・整理や資料作りなどの準備やワークショップ後の資料整理等の作業量が大変多く、本市においては、こういった作業や作業部会の取りまとめを各班から選出された、リーダーに担ってもらいました。素案作成に至るまでのリーダーの役割は大きく、重要であったと思います。

以上のように橿原市地震防災対策アクションプログラムは多くの職員が関わり、担当業務の範疇あるいはそれを超える部分で多くの協力を得ることができ、このことは各職員の防災に対する意識改革と向上へ大きく寄与しました。

今後はアクションプログラムを推進し、その進行管理を実施することで、その意識を継続させることもアクションプログラムの一つの大きな意義だと感じております。

最後に、アクションプログラムの策定にあたりご尽力いただきました、林春男教授をはじめプロジェクトメンバーの先生方並びに奈良県防災統括室に対し感謝申し上げますとともに、策定事業に取り組まれる市町村において素晴らしいアクションプログラムが作成されることお祈り申し上げます。

平成19年3月

橿原市総務部防災安全課 立辻 満浩